

マルナカ山本店 (No.1083)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年7月15日 香川県知事 浜田 恵造

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 マックスバリュ西日本株式会社 住所 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号											
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ山本店 所在地 三豊市山本町大字辻348番地 外											
変更した事項	(1) 大規模小売店舗の名称 【変更前】マルナカ新山本店 【変更後】マルナカ山本店											
	(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名											
	【変更前】											
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社 マルナカ</td><td>高松市円座町1001番地</td><td>齋藤 光義</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社 マルナカ	高松市円座町1001番地	齋藤 光義				
	名称	住所	代表者氏名	備考								
株式会社 マルナカ	高松市円座町1001番地	齋藤 光義										
【変更後】												
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西 日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原 南一丁目3番52号</td><td>平尾 健一</td><td>R3.3.1 合併による小 売業者の変更</td></tr><tr><td>株式会社 セリア</td><td>岐阜県大垣市外渕二丁 目38番地</td><td>勝田 信弘</td><td>H28.6.10 入店</td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西 日本株式会社	広島県広島市南区段原 南一丁目3番52号	平尾 健一	R3.3.1 合併による小 売業者の変更	株式会社 セリア	岐阜県大垣市外渕二丁 目38番地	勝田 信弘	H28.6.10 入店
名称	住所	代表者氏名	備考									
マックスバリュ西 日本株式会社	広島県広島市南区段原 南一丁目3番52号	平尾 健一	R3.3.1 合併による小 売業者の変更									
株式会社 セリア	岐阜県大垣市外渕二丁 目38番地	勝田 信弘	H28.6.10 入店									
変更の年月日	(1) 令和3年3月1日 (2) 上記備考欄記載のとおり											
変更する理由	(1) 合併による店舗の名称の変更 (2) 上記備考欄記載のとおり											

2 届出年月日 令和3年6月23日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 三豊市政策部産業政策課

縦覧期間： 令和3年7月15日から令和3年11月15日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和3年11月15日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び三豊市政策部産業政策課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ